

学校薬剤師 たより 平成 28 年 4 月

はじめまして、学校薬剤師の守谷です。

「学校薬剤師？初めて聞きました」と言う方が多いかと思えます。学校保健安全法という法律で「学校、幼稚園、子ども園には、学校医、学校歯科医、学校薬剤師を置くものとする。」と定められています。

これからの 1 年間、学校、幼稚園、子ども園の環境管理を実施する事や、折々の健康情報をお知らせしますのでどうぞよろしく願いいたします。

国が定めた学校薬剤師の仕事

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
 - 二 第一条の環境衛生検査に従事すること。
 - 三 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
 - 四 [法第八条](#) の健康相談に従事すること。
 - 五 [法第九条](#) の保健指導に従事すること。
 - 六 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。
- 2 学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

(医師、歯科医師は対人管理、学校薬剤師は対物管理＋健康情報発信です。) 学校環境衛生基準は安全・安心な学習環境であるための基準です。私達の仕事はこの項目について検査し、確認し、国が定めた基準を守るよう指導助言する事です。また、学校における医薬品の管理、理科室の薬品の管理、給食室、プール等で使用する薬品類の管理だけでなく、児童・生徒、保護者に対して「薬についての正しい使い方」「薬物乱用防止教室」「喫

煙防止教育」などについてお話ししています。特に薬については、平成 24 年から、中学校保健体育の授業でくすりの正しい使い方、平成 25 年から、高等学校で、くすりの開発から安全使用まで学びます。ドラッグストアやネットでも簡単に薬が手に入る時代になりました。自分自身の健康の維持管理には、薬とうまく付き合っていく知識が必要ということです。小さいお子様がいるご家庭では、是非誤飲事故防止について考えて頂きますようお願いいたします。

<今年度の予定>

4 月	第 1 回照度検査	5/31 世界禁煙デー 薬物乱用防止運動月間 (6/20～7/19)
5 月	飲料水検査	
6 月	プール検査、給食衛生管理	
7 月	第 1 回空気検査	10/17～23 くすりと健康の週間
8 月	ホルムアルデヒド検査、ダニ検査	
9 月	大掃除、トイレ、排水検査	
10 月	学校の薬品管理	ノロウイルスの対応 インフルエンザの薬
11 月	第 2 回照度検査、給食衛生管理	
12 月	第 2 回空気検査	
1 月		
2 月	給食衛生管理	
3 月	まとめ 学校保健会 (年 1～3 回)	

今後の健康情報の予定

- 「水道水は生水ではない」「水筒水の管理」「PM2.5 とたばこの害」
 - 「薬の正しい使い方」、「お薬手帳の話」「健康食品の注意点」
 - 「食物アレルギーと給食」「プールでうつる病気、気になる病気」
 - 「ノロウイルス対策」「子どもを守るための薬物乱用防止について」
- 宜しく願いいたします。